

事故のときの対応

- 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
 - 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当社の承諾を受けること。
- 借受人又は運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

保険について

当社の車両には、下記の金額を限度として保険その他の制度による補償が付いています。但し、補償額を超えたもの、免責金額及び保険約款の免責事項に該当する事故、貸渡約款に違反する事故及び使用による損害は、原則お客様のご負担となります。

保険・補償額

対人	1名限度額	無制限（自賠責保険含む）
対物	1事故限度額	無制限（免責額：5万円）
車両	1事故限度額	時価（免責額：5万円）
人身 傷害	1名につき3,000万円まで※	
	※搭乗者の自動車事故によるケガ（後遺障害を含みます）及び死亡につき、運転者の過失割合に関わらず、損害額を補償いたします。（限度額3,000万円：損害認定は保険約款に基づき保険会社が実施）	

ロードサービスの内容・範囲

1.対応車両について

全車両

2.車両搬送サービスについて

- ・1回の事故等について10万円（税込）を上限に補償します。
- ・10万円（税込）を超える部分については、お客様のご負担となります。
- ・搬送先は当社の指定する工場等になります。

3.緊急時応急対応サービス

・ご契約のお車が、故障やバッテリー上がり等の車両自体に生じたトラブルにより走行ができなくなった場合に、30程度で対応可能な応急対応を行います。但し、サービスが適用されない作業等、又は補償の限度を超えた部分についてはお客様のご負担となります。

- ロードサービスの一部は当社が締結する損害保険のサービスです。
- 貸渡しに関する一切の、貸渡約款並びに貸渡規定に基づきます。
- 本料金表の記載事項は、予告なく変更される場合があります。予めご了承ください。